

宮城県森林審議会議事録

日 時：令和6年12月17日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

議 事

1 審議事項

- (1) 宮城南部地域森林計画の変更について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

2 報告事項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

3 情報提供

- (1) 木材需要の動向と県の需要拡大策について
- (2) 全国育樹祭について

(1) 開会

◇司会 【武田総括課長補佐】

定刻となりましたので、ただ今から宮城県森林審議会を開会いたします。本日は年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

初めに会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名でございます。本日は委員の皆様9名の出席を賜っており、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に会議の公開について御報告いたします。本審議会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開とすることになっております。本日は非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

続いて、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。資料は、「次第」、「出席者名簿」のほか、審議事項資料の「資料1」としまして、資料1-1、1-2、1-3、1-4、の4種類を配布させていただいております。「資料2」でございますが、報告事項資料で、資料2-1、2-2をお手元にお配りしております。最後に情報提供資料の「資料3」として3-1、3-2の①と②と③を1枚ずつお配りしておりますが、皆様でございますでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、水産林政部副部長技術担当の大信田から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

◇大信田水産林政部副部長

本日は、年末のお忙しい中、宮城県森林審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、本県の森林・林業行政の推進につきまして、大変貴重な御助言、御指導を賜っており、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

新聞報道等で御承知の方もおられると思いますが、来年秋に宮城県で開催いたします全国育樹祭の開催日程が決まり、関連行事を含め、来年の10月4日から6日までの3日間で開催することになりました。

「次世代へ みどりのかけ橋 森づくり」を大会テーマに、お手入れ行事は、白石市の国立花山青少年自然の家南蔵王野営場で、式典行事につきましては、利府町のセキスイハイムスーパーアリーナを会場に行うこととなっております。

大会テーマにありますとおり、将来を担う子供たちに、できるだけ多く参加していただけるような大会にしたいと考え、準備を進めておりますので、皆様には、引き続き、御理解・御協力をお願い申し上げます。

さて、最近の社会・経済情勢についてでございますが、非製造業については、インバウンド消費の増加などを背景に好調に推移している一方で、円安や不安定な国際情勢の影響により、燃料価格や原材料費の高騰が続いておまして、製造業を中心に、企業の経営環境は、依然として厳しい状況にあると認識しております。

こうした中、林業・木材産業におきましては、木材需要への影響が大きい「新設住宅着工戸数」が減少傾向で推移しております。物価高等で建築工事費が上昇しているほか、消費者の節約志向が強まっております。特に「持ち家」の新設着工数が苦戦している状況にあると受け止めております。

今後の人口減少に伴いまして、住宅市場の縮小も見込まれることから、そうした状況も

見据えながら、住宅以外の分野での新たな木材需要の掘り起こしも、喫緊の課題であると感じております。

県といたしましては、保育所などの公共的施設や、中規模のビルなど、住宅以外の分野の木造化を推進するとともに、これまで行ってきました既存の県産材住宅への支援におきましても、今年度から、マンションの下地材への支援をメニューに追加するなど、これまであまり県産材が利用されてこなかった分野の木材需要の開拓に努めております。また、広葉樹資源の利活用についても、新たに取り組を始めたところです。

能登半島地震から間もなく一年となりますが、全国的に、地震や豪雨などによる大規模な災害が頻繁に発生しており、国土を守る健全な森林の育成が、一層期待されているところでもあります。

県では、間伐・再造林などの森林整備を通じて、健全で多様な森林の育成を図るとともに、山地災害の発生する危険性が高い箇所におきましては、計画的に治山ダム等の整備を実施しているところです。また、継続的な森林整備を実現するための一つの手法として、県有林や海岸防災林におけるJ-クレジットの取得などにも取り組んでおります。

今後とも、様々な社会的要請に応えられる、健全な森づくりを推進するとともに、本県の森林・林業・木材産業の振興に一層努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き、御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

本日は、「宮城南部及び宮城北部地域森林計画の変更」に関する審議となりますが、それぞれの専門的立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 出席者紹介等

◇司会【武田総括課長補佐】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配付しております出席者名簿の順に紹介させていただきます。

森林総合研究所東北支所主任研究員の綾部慈子委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の内内伸之委員です。内内委員には、森林保護部会の部会長をお引き受けいただいております。

宮城県林業経営者協会副会長の大沼毅彦委員です。

日本ビオトープ管理士会副会長の大山弘子委員です。

宮城大学事業構想学群教授の郷古雅春委員です。郷古委員には、本審議会の会長をお引き受けいただいております。

元宮城県林業振興協会常任理事の河野裕委員です。河野委員には、森林保全部会の部会長をお引き受けいただいております。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の竹中篤史委員です。

ひと・環境設計の星ひとみ委員です。

なお、宮城県町村会副会長で女川町長の須田善明委員及び東北工業大学工学部環境応用化学科准教授多田美香委員におかれましては、本日所用のため欠席と御報告いただいております。

○県職員の紹介 (略)

○日程説明 (略)

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。この後の議事進行について、郷古会長よろしくお願いいたします。

(4) 議事

◇郷古会長

会長を務めております、郷古でございます。改めてよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。次第3の(1)「宮城南部地域森林計画の変更について」及び(2)「宮城北部地域森林計画の変更について」。これは関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

○宮城南部地域森林計画の変更について

○宮城北部地域森林計画の変更について

事務局説明(大類林業振興課長) (略)

◇郷古会長

ただいま事務局から説明いただきました。委員の皆様から何か御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。どなたからでも結構です。

◇星委員

林業の分野が専門ではないので、勉強させていただきたいのですが、今回林道の拡張や治山事業の変更をすると説明がありましたが、具体的には、林道の拡張によって、その林道に対して補助が出るということでしょうか。それとも新たに林道を作るということになるのでしょうか。

もう一点、治山事業は具体的にどういうことをされているのか教えてください。

◇大類林業振興課長

林道の拡張につきましては、実際に道路を拡幅する場合がありますが、今回追加になっておりますのは橋梁補修で、林道にも橋がございまして、各市町村で長寿命化計画のような施設管理のための計画を立てており、その中で橋梁点検をして、補修が必要な箇所を、今回計画に追加して補修をするものでございます。

林道の拡張についても、狭い林道をより大きい車が取れるように拡幅する場合があります。これらについては、要件は色々ありますが、国の補助事業もございまして、橋梁の補修も含め、国の補助事業を活用しながら、各市町村で実施するものとなっております。

治山事業については、様々な計画はありますが、例えば治山ダムのようにコンクリートでダムを造ったり、崩壊している斜面を緑化するような様々な工事があります。基本的には崩壊した場所を山に戻す工事内容となっております。

◇竹中委員

資料1-1の「10地域森林計画樹立・変更の手続き」のスライドの⑤に「東北経済産業局へ意見照会」とあります。法律上は規定されていない認識でした。自主的に照会をされているのでしょうか。

◇大類林業振興課長

「森林法の運用について」という林野庁長官通知があり、地域森林計画をたて、それを変更する場合には所轄の経済産業局長の意見を聞くこととされているため、照会しているものです。法律に規定されているものではなく、鉱業法や電源開発促進法に森林地域が関連するというので、通知に基づく運用として照会を行っております。

今回も意見照会を行いました。計画の内容自体に異議を唱えるものではなかったものの、鉱山等の区域が関係する場合は留意するよう意見が付されて回答がありました。

◇進藤委員

森林経営管理制度について、経営管理権から経営管理実施権へ移行すると思うのですが、経営管理権の実施とはどのようなことを示しているのか、また、今後の方向性を教えてください。

◇大類林業振興課長

経営管理実施権につきましては、市町村が自ら整備するのではなく、意欲と能力のある林業事業者の方に全ての経営管理を任せるといったようなものが経営管理実施権になります。今まで管理をされず放置されていた森林を、いかに森林環境譲与税を使って整備していくかということですが、中には採算が合うような山もあるため、そういった土地については、その意欲と能力のある林業事業者の方に持たせて、経営管理をしてもらおうという制度となります。

それ以外の部分は市町村が自ら主体となって、森林組合に委託しながら、森林環境譲与税を使って整備することが森林経営管理権となりますが、管理権の中から採算の合う森林について、林業事業者へ全て任せてしまうというのが実施権となります。

いくつかの市町村で実施権を設定しようとしたのですが、事業者から手を挙げてもらえないということで、今のところ実績は0件となっております。ほとんどは採算が合わず、市町村が森林環境譲与税を使って整備しているというのが実情でございます。

◇郷古会長

今の質問に関係するのですが、行政計画でも同じような建付けになっているのですが、まず所有者ごとの森林経営計画があり、次に市町村ごとの市町村森林整備計画を立て、その後には県の計画と段階になっているのですが、譲与税に絡むところでも市町村がかなり重要な役割を担っていますよね。

しかし、実際に市町村に林業関係の専門家がいるかということ、かなり限られてくると思います。そういった中で、おそらく計画の策定支援等も、県がやらなくてはならない部分があり、森林組合さんの協力を得るなど、色々な方法が考えられると思うのですが、こうした市町村に対する支援は、どのように行っているのかをお聞かせいただけますか。

◇大類林業振興課長

まず市町村の森林整備計画を策定するときは、やはり県の地方振興事務所の林業普及指導員が中心となって、サポートしているところでございます。一方、森林経営管理制度の関係で一番の課題は、市町村のマンパワー不足で、専門となる職員がなかなかいないということでございます。

県としては、林業公社に委託して、森林経営管理サポートセンターを設置し、林業公社の職員が県の地方振興事務所職員と連携しながら市町村を回って指導・助言したり、サポ

ートセンターでいろいろな研修会を開催しながら、市町村の経営管理制度が進むように現在指導しているところです。

それでも市町村によって、進み方が異なっており、市町村の要望を汲みながら、それぞれの市町村の実情に応じて、県内サポートセンターと連携しながら支援を続けているところでございます。

◇郷古会長

どこでも、人材不足や技術者不足でかなり困っているところだと思うので、これは長いスパンでの課題だと思いますが、こうした地域森林計画がきちんとしたものとなるように、御支援いただきたいと思えます。

今回の地域森林計画の変更計画を見ても、多分いくらか変更があるのだろうなと思っていたら、変更が全然ないところもあり、もしかしたら手が回っていないのかなという地域もあったりするので、こうした部分も見えるようになってくるのかなと思えました。

◇大類林業振興課長

引き続き支援を行ってまいります。

◇綾部委員

先ほどの経営管理権のところ、森林が増えているところもありますが、所有者不明の森林はどれくらいあるのかということ、所有者が分からないとなった時に、その森林をどうしていくのかということについて、御意見をお聞かせ願います。

◇大類林業振興課長

県の方で所有者不明森林の面積を調べたデータはないのですが、国土交通省で一度調査したものがございまして、それを見るとやはり森林の3割弱は所有者不明という状況となっております。そういったところにつきましては、やはり森林経営管理制度を活用しまして、まず登記簿等を使って所有者をなるべく特定します。それでも見つからない、不明だということになれば、市町村で「ここを整備する」という計画内容を公告した上で意見等が出なければ、管理権を設定し、市町村で管理・整備するという流れになります。

◇郷古会長

御質問、御意見がなければ、審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件につきまして、原案の通り適当と認める旨の答申をすることとしたいと思えますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇郷古会長

異議なしということでございますので、審議事項（1）の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び審議事項（2）の「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件につきまして、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

(5) 報告事項

◇郷古会長

続きまして、次第4の報告事項に進みます。

最初に、(1)「森林保全部会の審議状況について」、森林保全部会の河野部会長から説明をお願いします。

○森林保全部会の審議状況について

河野部会長説明 (略)

◇郷古会長

ありがとうございます。御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問が無いようですので、議事を進めさせていただきます。

続きまして、報告事項(2)の「森林保護部会の審議状況について」、森林保護部会の内田部会長から説明をお願いします。

○森林保護部会の審議状況について

内田部会長説明 (略)

◇郷古会長

ありがとうございました。ただいま御報告いただきました内容について、御質問等あればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

なければ、私の方から教えていただきたいことがあるのですが、松くい虫被害について、例えば今気仙沼が被害の最先端区域であるとか、色々な要因で被害が拡大しているような感じがするのですが、予防法というのはないのでしょうか。

◇村上森林整備課長

松くい虫対策といたしましては、予防と被害発生したものの伐倒駆除というのが主な方法になりまして、予防方法で言いますと薬剤散布です。今回も審議事項になっていましたが、ヘリコプターを使って空中から薬剤を撒くとか、あるいは地上からホースと専用車両を使って薬剤を撒く薬剤散布が主なものになります。

また、木の一本一本に、ノズルに薬が入ったものを刺して薬剤を注入する樹幹注入というのもございます。こういったものを織り交ぜながら防除対策を行っているところでございます。

◇郷古委員

ありがとうございます。それは被害が開始したものに対する駆除でしょうか。それともこれ以上被害が蔓延しないようにする予防的な措置を含めたものなのでしょうか。

◇村上森林整備課長

被害が発生した際に、特に守らなければいけない松というものを定めておりまして、その被害発生を防ぐためにこうした予防を行っております。また、その松にも色々と区分がありまして、どうしても守らなければいけない松林や、それを取り囲む形で指定しているような松林もありまして、それぞれの目的によって、対策も色分けしながら進めている

ところでございます。

◇進藤委員

今の質問に関連して、外来のカミキリムシが出てきて、このままでは桜が駄目になってしまうというような話があるのですが、それに対する対策は、県で考えているのでしょうか。

◇村上森林整備課長

外来カミキリの発生も数年前から認められておりまして、森林でも発生はしていますが、主に街路樹の被害がかなり多くなっております。一方で、森林でも発生しておりますので、そういったものに対する防除事業は松くい虫と同様の対策になりますが、補助事業も含めて県で支援しているところでございます。

◇郷古会長

ありがとうございます。他に御質問等はございますか。

それでは、質問がないようですので、以上をもちまして、報告事項については終了いたします。

事務局にマイクを戻します。

(6) 情報提供

◇司会 【武田総括課長補佐】

郷古会長、ありがとうございました。

続きまして、次第5の情報提供に進みたいと思います。情報提供(1)「木材需要の動向と県の需要拡大策について」、林業振興課長から、説明いたします。

○木材需要の動向と県の需要拡大策について
大類林業振興課長説明 (略)

◇司会 【武田総括課長補佐】

それでは、御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

◇大山委員

林業白書に掲載されていたかと思うのですが、建物に木を用いると安らぎを与えるということで教育に良いとされていたのですが、公共施設の内装など、県産材のアピールはどのように行っているのでしょうか。

◇大類林業振興課長

やはり教育施設には、是非木材を使っていたきたいということで、実際、教育庁は県関連の機関になりますので、庁内で木材需要拡大に向けた連絡会議等を開いて、教育施設にも取り入れて貰えるよう取り組んでいるところではございますが、もう少し進めていかなければならないと考えております。

◇大内部会長

C L T等普及推進協議会の事務局も担っている関係で、様々な案件について御支援いた

だきながら、CLTの使用方法や普及方法を色々と検討しております。

最近では県の林業技術総合センターがCLTを用いて建てられるなど、そういう部分で活用はされておりますが、強度は高いが値段も高いということもあり、なかなか普及していない状況で、それについては民間ではなかなか難しい部分もあります。建てる方も補助事業があったときは活用されたので、CLT活用の補助事業や公共事業で積極的に使用するようなことに取り組んでいただきたいと思いますのですが、このことについてどのように考えているか教えていただきたいです。

あとは、再造林も伐採はしているのですが、皆さん御承知のとおり1,000ha伐って300haしか植えないということで、その50%以上を再造林するなど、目標値を掲げて進めていかなければ将来の資源がなくなるということもあります。

それに対して補助事業に含まれるという部分もあり、国でも花粉対策で皆伐した後には植えるとか、そんな方法を進めながら、計画的に実施しているものの、足りなくなる時もあるそうなので、その補助の枠もどの程度なのかお聞かせ願います。

◇大類林業振興課長

まずCLTの普及につきまして、やはりコスト面での課題は1つありまして、資料3-1の2(2)口のとおりユニット化や低コスト化に向けて規格化等の取組や支援を行っているところでございます。やはり公共建築物への活用も進めて行かなければならないということで、庁内の連絡会議を通じ、県内の公共施設に活用していただけるよう、CLT等普及推進協議会と連携しながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

◇村上森林整備課長

造林関係ですが、現状では造林の要望があつて、それに対して予算が足りなくてできないというような状況ではないと認識しております。推進施策につきましては、先ほど大内委員からもお話ありましたが、今国も含めて花粉症対策ということで、なるべくスギを伐って花粉の出ない樹種の転換をするというようなことで、少花粉スギ等の植栽を進める事業が、昨年あたりから実施されております。

現状、宮城県ではまだ苗木がまだ十分に足りないということで、来年度以降、本格的に進めるような計画にしているところでございます。その花粉症対策を追い風にして、造林を今後一層進めていきたいと考えております。

◇星委員

今の公共事業で木材を使うためには何が必要かということを考えていただきたいのですが、当然、行政であれば補助という形もありますが、もう一点として、なかなか行政側で気がつかない点があります。

行政では入札して、物が完成するまでだいたい単年度内というルールであることが多いと思います。木材はとてもしものだけれど、乾燥をきちんとしないと使えません。しかし、それは建築側の設計でもなかなか把握しにくい状況です。乾燥材を使って手に入れることもできますが、公共事業になると使用する量も大変多いということで、きちんと乾燥されたよい品質のものを、まとまった量で使うということは結構難しいかと思います。発注する側は、当然、受注者側に任せる内容ですから、発注者はそこまで気が付けない。それで、大体発注する時期は、早く見積もっても6月あたりで、4月にはなかなかすぐ発注はできないですね。受注側は早くても6、7、8月あたりで受注して、それから設計し、その後に材料を入れるとなると、なかなかいい材料を入手できません。それで単年度では

なく、2か年度債務負担行為をかけて延長する等、木材の入手方法について把握した上で、行政側が入札時期等のスケジュールを組んでいただきたいと思います。

たまたま難しいなと思っていたところ、熊本県では木材アドバイザーという制度を設けており、設計者とはまた別に、木材をどこから入手してどこで使用するか、日程関係も含めて調整する木材入手の専門家がいるそうです。行政側でも設計側でも、なかなか分からない部分を木材専門のアドバイザーのような役割を設けることによって、そのあたりの解決ができるのではないかと思います。入札見積りのあたりで木材アドバイザーを入れることで、そのあたりの考慮をしていただくことが良いのではないかと思います。

◇大類林業振興課長

ありがとうございます。やはりそういったアドバイザーのような方がいると、発注等もスムーズにいくかと思います。参考にさせていただきます。

◇司会 【武田総括課長補佐】

その他、ございますか。

ないようですので、情報提供（2）「全国育樹祭について」、全国育樹祭推進室から説明いたします。

○全国育樹祭について

勝呂技術副参事兼総括室長補佐説明 （略）

◇司会 【武田総括課長補佐】

それでは、御質問等があればお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。では、質問がないようですので、最後に次第6「その他」でございしますが、委員の皆様から何かございますか。

それでは、事務局から今後の審議会の開催予定等につきまして御連絡いたします。

◇事務局【我妻課長補佐（調整班長）】

今後の審議会の開催予定についてお知らせいたします。

森林審議会、森林保全部会、森林保護部会ともに、今のところ年度内の開催予定はございません。

突発的な審議案件が発生しない場合は、今年度と同様、来年の12月頃に森林審議会及び各部会を開催させていただきます。

具体的な日程等については、各委員の皆様と改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

◇司会 【武田総括課長補佐】

この件につきまして、御質問等はございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会を終了させていただきます。委員の皆様、長時間ありがとうございました。